

各介護職員処遇改善加算算定対象事業者 様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局長寿社会課長  
(公印省略)

平成28年度介護職員処遇改善加算の届出について（通知）

平素は、本県の介護保険行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、平成28年度に介護職員処遇改善加算の算定を行う事業所については、下記期日までに各指定権者あてに届出を行う必要があります。

つきましては、加算算定手続きについて内容をご確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

なお、平成27年度介護職員処遇改善加算の実績報告については、平成28年3月まで加算算定した場合、平成28年7月末日が提出期限となりますので、念のため申し添えます。

## 記

### 1 提出期限

平成28年2月29日（月）

※ 平成27年度の加算を算定している場合であっても、引き続き平成28年4月から加算を算定するためには、上記期限までの届出が必要となります。

※ 平成28年4月から新たに算定を行う場合は、上記期限までに届出が必要です。

※ 年度の途中から加算を算定する場合は、加算を算定しようとする月の前々月の末日が提出期限となります。

### 2 提出先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
・ 居宅サービス ・ 介護予防サービス ・ 介護保険施設	<u>和歌山市</u>	<u>和歌山市役所指導監査課</u>
	<u>和歌山市以外</u>	<u>各振興局健康福祉部保健福祉課</u> (串本支所地域福祉課)
・ 地域密着型サービス ・ 地域密着型介護予防サービス		<u>指定を受けている</u> <u>市役所・町村役場</u>

注1 複数の事業所等に係る介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合であって、当該事業所等の所在地が和歌山市以外の複数の振興局圏域にまたがる場合は、最寄りの振興局健康福祉部保健福祉課（串本支所地域福祉課）又は県庁長寿社会課へ提出してください。

注2 提出先が市町村の場合、詳細は各市町村にご確認ください。

注3 小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、平成28年4月から指定権者が各市町村の地域密着型通所介護に移行しますが、提出先については各振興局健康福祉部保健福祉課（串本支所地域福祉課）又は県庁長寿社会課へ提出してください。

### 3 提出方法

上記提出先に持参（郵送は原則不可）

### 4 提出部数

2部（※内1部は受付後、事業者控えとして返却します。）

### 5 提出書類の概要

届出様式等はホームページでご確認ください。

### <前年度から引き続き4月以降の算定を行う場合>

- ① 介護職員処遇改善加算届出書【別紙様式3】又は【別紙様式4】
  - ・介護職員処遇改善加算の届出に係るチェックシート（平成27年度以降分）
- ② 介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】
  - ・法人単位等、県内の複数の事業所等に係る計画書を一括して作成する場合【別紙様式2（添付書類1）】、【別紙様式2（添付書類3）】
  - ・県内の事業所等で受けた加算を他の都道府県の事業所等の賃金改善に充当又は他の都道府県の事業所等で受けた加算を県内の事業所等の賃金改善に充当する場合【別紙様式2（添付書類2）】
  - ・介護職員処遇改善計画書の周知証明【別紙様式2（添付書類4）】
- ③ キャリアパス要件及び職場環境等要件について（加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを算定する場合）
  - ・キャリアパス要件等に係るチェックシート
  - ・キャリアパス要件Ⅰチェックシート（キャリアパス要件Ⅰを算定する場合のみ）
- ④ その他添付書類（就業規則等、給与規程（別に定めている場合）、労働保険加入確認書類）

※ ④は、前年度と内容等に変更がない場合は提出不要です。ただし、新たに加算Ⅰを算定する場合は、提出が必要になります。

※ 加算の種類の変更（加算ⅡからⅠへの変更等）が生じる場合は、下記⑤及び⑥の提出が必要です。

### <平成28年度から新たに算定を行う場合>

- ① 介護職員処遇改善加算届出書【別紙様式3】又は【別紙様式4】
  - ・介護職員処遇改善加算の届出に係るチェックシート（平成27年度以降分）
- ② 介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】
  - ・法人単位等、県内の複数の事業所等に係る計画書を一括して作成する場合【別紙様式2（添付書類1）】【別紙様式2（添付書類3）】
  - ・県内の事業所等で受けた加算を他の都道府県の事業所等の賃金改善に充当又は他の都道府県の事業所等で受けた加算を県内の事業所等の賃金改善に充当する場合【別紙様式2（添付書類2）】
  - ・介護職員処遇改善計画書の周知証明【別紙様式2（添付書類4）】
- ③ キャリアパス要件及び職場環境等要件について（加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを算定する場合）
  - ・キャリアパス要件等に係るチェックシート
  - ・キャリアパス要件Ⅰチェックシート（キャリアパス要件Ⅰを算定する場合のみ）
- ④ その他添付書類（就業規則等、給与規程（別に定めている場合）、労働保険加入確認書類）
- ⑤ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】
- ⑥ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】、【別紙1-2】

## 6 留意事項

ア 介護サービス事業所等を複数有する事業者である場合は、複数の事業所等に係る「介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】」を一括して作成することができます。ただし、その場合であっても、加算の届出は各指定権者それぞれに対して行う必要があります。

イ 平成28年度から新たに算定を行う場合等で、介護サービス事業所等を複数有する事業者である場合は、提出書類の⑤及び⑥については、サービス毎に別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。

ウ 現在介護職員処遇改善加算を算定している事業者が、加算算定を行わない場合は、提出書類⑤及び⑥を作成の上、速やかに届け出てください。

## 7 届出様式等

提出書類の様式、添付書類等については、県庁長寿社会課ホームページ『きのくに介護deネット』に掲載していますので、ご参照の上、提出書類を作成してください。

なお、和歌山市内の事業所等については、和歌山市役所指導監査課のホームページに掲載されている様式等を使用してください。

【和歌山県】きのくに介護deネット (<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>)

【和歌山市】指導監査課 ([http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu\\_1/gyousei/shidokansa/](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/shidokansa/))

## 【提出先及びお問い合わせ先】

事業所の所在市町村	提出先	住 所	電話番号
和歌山市	和歌山市役所 指導監査課	〒 640-8511 和歌山市七番丁23	073-435-1319
海南市・紀美野町	海草振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒 642-0022 海南市大野中939	073-482-0600
紀の川市・岩出市	那賀振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒 649-6223 岩出市高塚209	0736-61-0021
橋本市・かつらぎ町 高野町・九度山町	伊都振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒 649-7203 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-5440
有田市・湯浅町 広川町・有田川町	有田振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒 643-0004 湯浅町湯浅2355-1	0737-63-4111
御坊市・美浜町・日高町 由良町・印南町・日高川町	日高振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒 644-0011 御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481
田辺市・みなべ町・白浜町 上富田町・すさみ町	西牟婁振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒 646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-22-1200
新宮市・那智勝浦町 太地町・北山村	東牟婁振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒 647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4番8号	0735-22-8551
串本町・古座川町	東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所 地域福祉課	〒 649-4122 串本町西向193	0735-72-0525

※地域密着型（介護予防）サービス事業所については、各市町村介護保険担当課にお問い合わせください。